

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月4日
【会社名】	株式会社ファミリーマート
【英訳名】	FamilyMart Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中山 勇
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)3989-6600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 北村 喜美男
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	(03)3989-6600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 北村 喜美男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」といいます。）は、平成27年10月15日開催の取締役会において、ユニーグループ・ホールディングス株式会社（以下「ユニーグループHD」といい、ファミリーマートと併せて「両社」といいます。）との間で、平成28年9月（予定）に、ファミリーマートを吸収合併存続会社、ユニーグループHDを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といい、本吸収合併後のファミリーマートを「統合会社」といいます。）を行い、その後、本吸収合併の効力発生を条件として、統合会社を吸収分割会社、ユニーグループHDの完全子会社である株式会社サークルKサンクス（以下「CKS」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、統合会社のコンビニエンスストア（以下「CVS」といいます。）事業をCKSに承継（以下「本吸収分割」といいます。）することにより、対等の精神に則り、経営統合すること（以下「本経営統合」といいます。）に関して、基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議し、同日付で本基本合意書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3及び第7号の規定に基づき、平成27年10月16日付で臨時報告書を提出いたしました。

今般、ファミリーマートは、平成28年2月3日開催の取締役会において、ユニーグループHDとの間で吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）を、CKSとの間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）をそれぞれ締結することを決議し、同日付で本吸収合併契約及び本吸収分割契約を締結したことにより、本吸収合併及び本吸収分割の効力発生日等が確定いたしましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は、____ 頁で示しております。なお、今回新たに追加した別紙（別紙A乃至別紙C）につきましては、____ 頁を付していません。

I. 本経営統合の目的等

（2）本経営統合の要旨

① 本経営統合の日程

<訂正前>

基本合意書締結	平成27年10月15日
株主総会基準日（両社）	平成28年2月29日（予定）
吸収合併契約・吸収分割契約締結	平成28年4月迄（予定）
両社吸収合併契約・吸収分割契約承認時株主総会開催	平成28年5月26日（予定）
最終売買日（ユニーグループHD）	平成28年8月26日（予定）
上場廃止日（ユニーグループHD）	平成28年8月29日（予定）
吸収合併・吸収分割効力発生日	平成28年9月（予定）

<訂正後>

基本合意書締結	平成27年10月15日
<u>吸収合併契約・吸収分割契約締結に関する取締役会決議日及び契約締結日</u>	<u>平成28年2月3日</u>
株主総会基準日（両社）	平成28年2月29日（予定）
両社吸収合併契約・吸収分割契約承認時株主総会開催日	平成28年5月26日（予定） なお、CKSは平成28年5月24日（予定）
最終売買日（ユニーグループHD）	平成28年8月26日（予定）
上場廃止日（ユニーグループHD）	平成28年8月29日（予定）
吸収合併・吸収分割効力発生日	平成28年9月1日（予定）

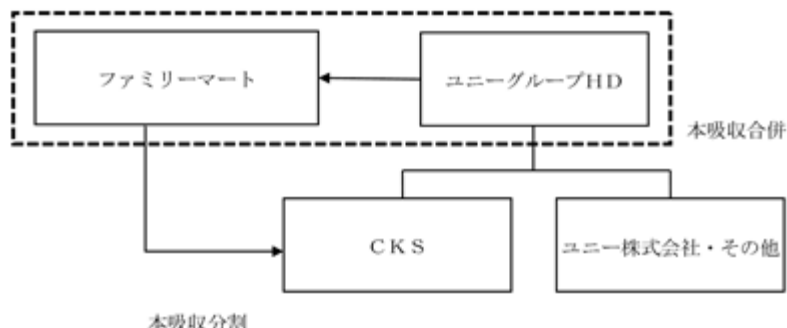
② 本経営統合のストラクチャー

<訂正前>

両社の株主総会による承認及び本経営統合に必要な関係当局からの許認可の取得を前提に、ファミリーマートを吸収合併存続会社、ユニーグループHDを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行います（本吸収合併）。

その後、本吸収合併の効力発生を条件として、統合会社を吸収分割会社、ユニーグループHDの完全子会社であるCKSを吸収分割承継会社とする吸収分割を行うことにより、統合会社のCVS事業をCKSに承継いたします（本吸収分割）。

ただし、本吸収合併及び本吸収分割の手續上の必要が生じた場合その他の事由により、両社で協議・合意の上、上記ストラクチャーは今後変更される可能性がございます。

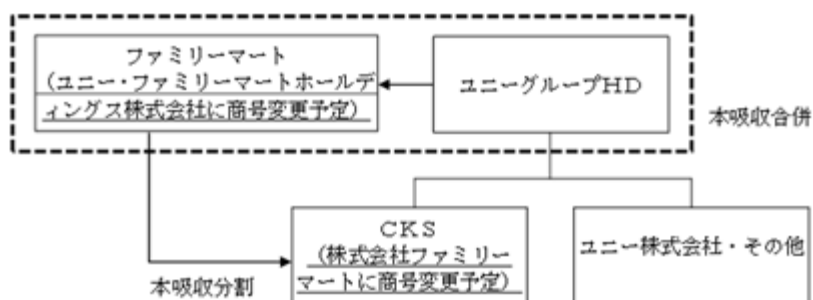


<訂正後>

両社の株主総会による承認及び本経営統合に必要な関係当局からの許認可の取得を前提に、ファミリーマートを吸収合併存続会社、ユニーグループHDを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行います（本吸収合併）。また、本吸収合併の効力発生及びファミリーマートの株主総会における商号の変更に係る定款の一部変更の承認を条件として、吸収合併存続会社であるファミリーマートは、本吸収合併の効力発生日（平成28年9月1日予定）に、その商号を「ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社」に変更する予定です。

その後、本吸収合併の効力発生を条件として、統合会社を吸収分割会社、ユニーグループHDの完全子会社であるCKSを吸収分割承継会社とする吸収分割を行うことにより、統合会社のCVSのフランチャイズシステムによるCVS事業をCKSに承継いたします（本吸収分割）。また、本吸収分割の効力発生及びCKSの株主総会における商号の変更に係る定款の一部変更の承認を条件として、吸収分割承継会社であるCKSは、本吸収分割の効力発生日（平成28年9月1日予定）に、その商号を「株式会社ファミリーマート」に変更する予定です。

ただし、本吸収合併及び本吸収分割の手續上の必要が生じた場合その他の事由により、両社で協議・合意の上、上記ストラクチャーは今後変更される可能性がございます。



なお、統合会社の普通株式は、本吸収合併の効力発生日（平成28年9月1日予定）後も株式会社東京証券取引所市場第一部には上場され続けます。また、同日に株式会社名古屋証券取引所市場第一部に新規上場される予定です。

③ 本経営統合後の経営体制

<訂正前>

名称、代表者、役員構成、組織、ブランド等については、今後、両社協議の上で決定いたします。

なお、所在地につきましては統合会社の本社を東京都、CVS事業会社の本社を東京都、総合小売事業会社の本社を愛知県稲沢市とすることを前提に、今後検討してまいります。

<訂正後>

統合会社及び新CVS会社の名称（商号）、代表者、本店の所在地につきましては、それぞれ下記「II. 本吸収合併に関する事項（5）本吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容」及び下記「III. 本吸収分割に関する事項（5）本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業

の内容」を、ブランドにつきましては、下記「④ CVS事業のブランド」を、また、統合後の組織体制については別紙Aをご参照ください。なお、総合小売事業会社の本店の所在地につきましては、愛知県稲沢市天池五反田町1番地といたします。

統合会社の取締役の構成は対等の精神を前提として、常勤取締役は伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）及びファミリーマートの出身者を合計4名、ユニーグループHDの出身者を3名とし、非常勤取締役はファミリーマート及びユニーグループHDがそれぞれ1名ずつ指名する予定です。新CVS会社の取締役の構成はファミリーマートの出身者及び伊藤忠商事の指名する者の合計数を11名、ユニーグループHD及びCKSの出身者を合計4名とする予定です。

④ CVS事業のブランド

<訂正前>

CVS事業についてはブランドを一本化することを軸として、今後検討してまいります。

<訂正後>

CVS事業についてはブランドを「ファミリーマート」に一本化いたします。

II. 本吸収合併に関する事項

(3) 本吸収合併の方法、本吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

③ その他の吸収合併契約の内容

<訂正前>

その他の吸収合併契約の内容に該当する内容については未定であり、今後、両社協議の上で決定いたします。

<訂正後>

ファミリーマートがユニーグループHDとの間で平成28年2月3日付で締結した吸収合併契約の内容については、別紙Bの吸収合併契約書をご参照ください。

(5) 本吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

<訂正前>

商号	現時点では確定しておりません。
本店の所在地	東京都
代表者の氏名	現時点では確定しておりません。
資本金の額	現時点では確定しておりません。
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	総合小売、コンビニエンスストア、専門店、金融サービス事業などで構成される企業グループの運営企画・管理（純粋持株会社）

<訂正後>

商号	ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社 FamilyMart UNY Holdings Co.,Ltd.（英語名）・FUHD（略称）（平成28年9月1日付で「株式会社ファミリーマート」から商号変更予定）
本店の所在地	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 上田 準二 代表取締役副社長 佐古 則男 代表取締役副社長 中山 勇
資本金の額	16,658百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。

事業の内容	総合小売、コンビニエンスストア、専門店、金融サービス事業などで構成される企業グループの運営企画・管理（純粋持株会社）
-------	--

III. 本吸収分割に関する事項

（３）本吸収分割の方法、本吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

② 本吸収分割に係る割当ての内容

<訂正前>

本吸収分割に係る割当ての内容については未定であり、今後、両社協議の上で決定いたします。

<訂正後>

CKSは、本吸収分割の対価として、普通株式100株を発行し、その全てを統合会社に対して交付いたします。

③ その他の吸収分割契約の内容

<訂正前>

その他の吸収分割契約の内容に該当する内容については未定であり、今後、両社協議の上で決定いたします。

<訂正後>

ファミリーマートがCKSとの間で平成28年2月3日付で締結した吸収分割契約の内容については、別紙Cの吸収分割契約書をご参照ください。

（４）本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

<訂正前>

詳細については未定であり、今後、両社協議の上で決定いたします。

<訂正後>

吸収分割承継会社であるCKSは、本吸収分割の効力発生時点においては、吸収分割会社であるファミリーマートの100%子会社であり、本吸収分割に際して、CKSが新たに発行する普通株式のみをファミリーマートに交付するため、ファミリーマートとCKSとで協議のうえ、交付株式数を決定いたしました。

（５）本吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

<訂正前>

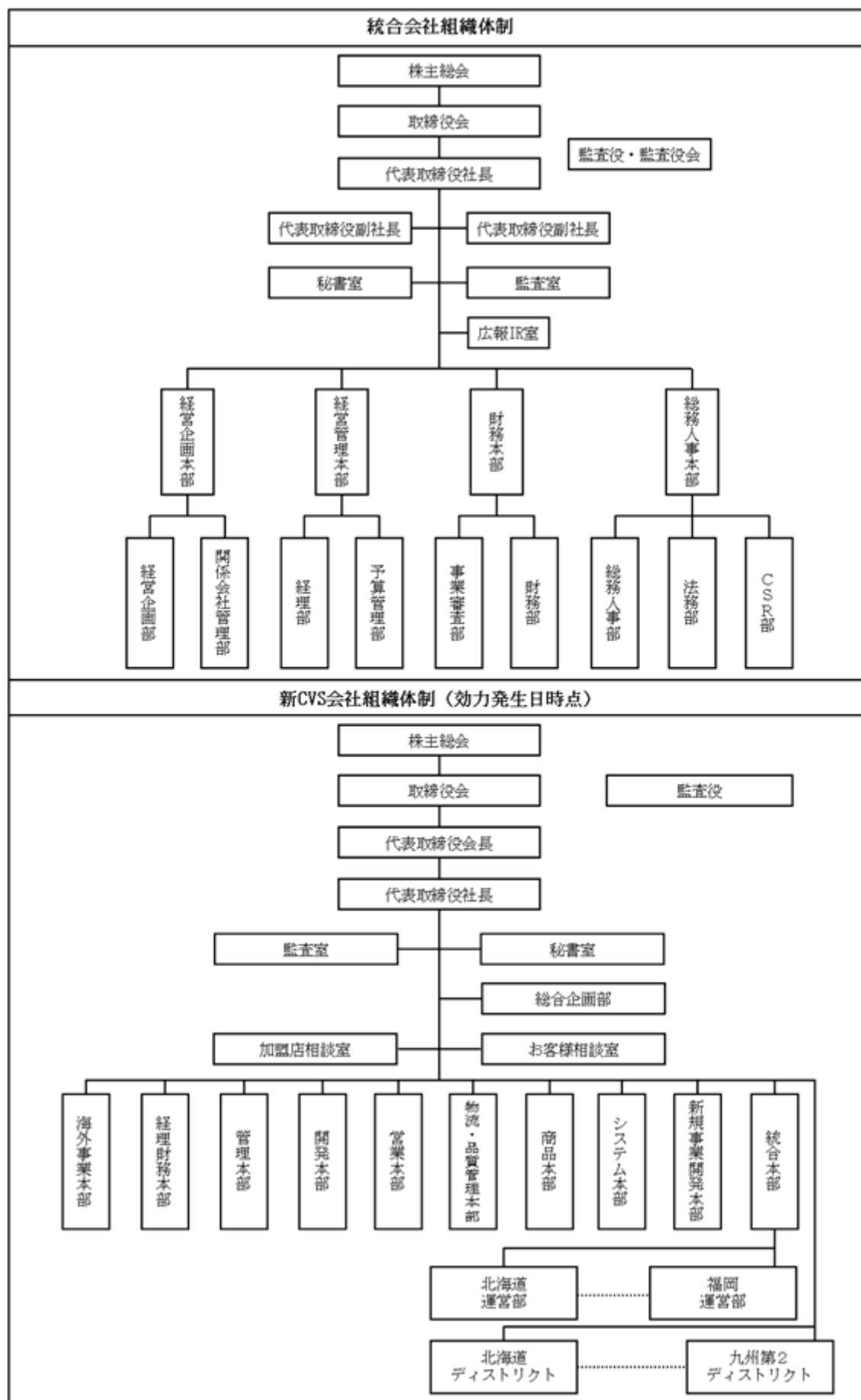
商号	現時点では確定していません。
本店の所在地	東京都
代表者の氏名	現時点では確定していません。
資本金の額	現時点では確定していません。
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	フランチャイズシステムによるCVS事業

<訂正後>

商号	株式会社ファミリーマート FamilyMart Co.,Ltd.（英語名） （平成28年9月1日付で「株式会社サークルKサンクス」から商号変更予定）
本店の所在地	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
代表者の氏名	代表取締役会長 中山 勇 代表取締役社長 澤田 貴司
資本金の額	8,380百万円

純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	フランチャイズシステムによるCVS事業

本経営統合後の組織体制



吸収合併契約書

株式会社ファミリーマート（以下「甲」という。）及びユニグループ・ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、平成28年2月3日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収合併の当事者）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
（商号）株式会社ファミリーマート（平成28年9月1日付で「ユニ・ファミリーマートホールディングス株式会社」に商号変更予定。）
（住所）東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
 - (2) 吸収合併消滅会社
（商号）ユニグループ・ホールディングス株式会社
（住所）愛知県稲沢市天池五反田町1番地

第2条（本吸収合併に際して交付する金銭等）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時における乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に0.138を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.138株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。

第3条（甲の資本金及び準備金の額）

本吸収合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第4条（効力発生日）

本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年9月1日とする。ただし、本吸収合併の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議・合意の上、これを変更することができる。

第5条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。

第7条（本吸収合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は協議・合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第5条に定める甲若しくは乙の株主総会における承認を得られなかったとき、又は、甲及び株式会社サークルKサンクスとの平成28年2月3日付吸収分割契約書第6条に定める甲の株主総会における承認を得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年2月3日

甲：東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 中山 勇

乙：愛知県稲沢市天池五反田町1番地
ユニーグループ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 佐古 則男

吸収分割契約書

株式会社ファミリーマート（以下「甲」という。）及び株式会社サークルKサンクス（以下「乙」という。）は、甲が営むコンビニエンスストア（以下「CVS」という。）のフランチャイズシステムによるCVS事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、平成28年2月3日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割の当事者）

1. 甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、効力発生日（第5条に定義する。）をもって甲が営むCVSのフランチャイズシステムによるCVS事業（以下「本承継対象事業」という。）に関して有する本承継対象権利義務（第2条第1項に定義する。）の一切を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。
2. 甲（吸収分割会社）及び乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 吸収分割会社
（商号）株式会社ファミリーマート（平成28年9月1日付で「ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社」に商号変更予定。）
（住所）東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
 - (2) 吸収分割承継会社
（商号）株式会社サークルKサンクス（平成28年9月1日付で「株式会社ファミリーマート」に商号変更予定。）
（住所）愛知県稲沢市天池五反田町1番地（平成28年9月1日付で本店所在地を「東京都豊島区東池袋三丁目1番1号」に変更予定。）

第2条（承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
2. 乙が本吸収分割により甲から承継する義務については、全て乙が免責的に引き受ける。

第3条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割により、乙の普通株式100株を発行し、その全てを甲に対して交付する。

第4条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年9月1日とする。ただし、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議・合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議（会社法第319条第1項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めるものとする。

第7条（効力発生の条件）

本吸収分割は、効力発生日において、甲及びユニーグループ・ホールディングス株式会社の間の平成28年2月3日付吸収合併契約書（以下「本吸収合併契約書」という。）に基づく、甲を吸収合併存続会社、ユニーグループ・ホールディングス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併の効力が発生していることを条件として、その効力を生ずるものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降も、本承継対象事業について、乙に対して一切の競業避止義務を負わない。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が

困難となった場合には、甲及び乙は協議・合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲の株主総会における承認を得られなかったとき、又は、本吸収合併契約書第5条に定める甲若しくはユニグループ・ホールディングス株式会社の株主総会における承認を得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年2月3日

甲：東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 中山 勇

乙：愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社サークルKサンクス
代表取締役社長 竹内 修一

承継権利義務等明細表

乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、本吸収分割の効力発生日において甲の有する本承継対象事業に属する次の権利義務とする。

1. 資産

(1) 流動資産

現金及び預金、有価証券、加盟店貸勘定、商品、前払費用、未収入金、立替金、差入保証金その他一切の流動資産（但し、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。）

(2) 固定資産

建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品、土地、投資有価証券、差入保証金その他一切の固定資産（但し、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。）

2. 負債

(1) 流動負債

買掛金、加盟店借勘定、リース債務、未払金、未払費用、預り金その他一切の流動負債（但し、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。）

(2) 固定負債

リース債務、退職給付引当金、資産除去債務、預り敷金その他一切の固定負債（但し、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。）

3. 雇用契約等

(1) 雇用契約

本吸収分割の効力発生日において甲に在籍している従業員との契約の一切（但し、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関する事業に所属する従業員との契約を除く。）

(2) 労働協約

本吸収分割の効力発生日において甲がファミリーマートユニオンとの間で締結している労働協約の一切

4. 知的財産権

本承継対象事業に属する特許、商標、意匠、著作等の知的財産に関する権利を含む一切（但し、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社に係る商標その他甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く）

5. 雇用契約以外の契約

本承継対象事業に関して甲が締結した売買契約、フランチャイズ契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（但し、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。）

6. 許認可等

本承継対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能であるものの一切（但し、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。）